

平川市福祉施設等サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の障がい支援施設及び介護保険施設（以下「施設等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため購入する消耗品等の経費について、令和2年度の予算の範囲内において、当該施設等を有する法人等に対し、平川市福祉施設等サービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい支援施設 平川市内に所在する生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター及び日中一時支援を行う施設
- (2) 介護保険施設 平川市内に所在する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院並びに居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設
- (3) 法人等 平川市内に施設等を設置している法人
- (4) 職員数 平川市内の施設等に勤務する、令和2年4月1日時点における実人数

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、令和2年4月1日から9月30日までの間に、市内の施設等での新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために新たに消耗品等を購入した法人等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために新たに購入した消耗品等に係る経費とする。ただし、消費税は含まない。

対象例	マスク、ガウン、予防着、作業着、エプロン、シューズカバー、フェイスシールド、ゴーグル、キャップ、非接触式体温計、手袋、消毒液、ハンドソープ、滅菌精製水
-----	---

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、以下の金額を上限とする。ただし、1,000円に満たない端

数は切り捨てるものとする。

- (1) 職員数10人未満 100,000円
- (2) 職員数10人以上 200,000円
- (3) 職員数30人以上 300,000円
- (4) 職員数50人以上 400,000円
- (5) 職員数100人以上 500,000円

2 前項各号における職員数は、令和2年4月1日現在の平川市内の施設等に勤務する職員数の合計とする。

(申請書等)

第6条 法人等は、交付申請にあたって、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)

2 前項の書類の提出期限は、令和2年9月30日とする。

(補助金の交付条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付する条件とする。

- (1) 補助事業は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施されるものとし、交付申請以前に購入したものを含む。ただし、申請は、1法人等につき1回までとする。
- (2) 補助事業費の20%を超える変更もしくは事業内容の変更をする場合においては、事業内容変更承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更をする場合で、事業費の20%を超える変更をとみなわない軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、法人等は、事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 法人等は、事業完了から令和2年10月30日までの間に、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 事業実績書(様式第5号)
- (3) 収支精算書(様式第6号)
- (4) 消耗品等購入に係る領収書の写し

2 交付申請時に事業が完了し、実績の報告を同時に行う場合は、前項第2号及び第3

号の書類を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付の請求にあたっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 補助金請求書(様式第7号)

(2) 法人等の預金通帳の写し

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、補助金請求書提出後に交付する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。